

大阪府同行援護従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等 第4条 (略)</p> <p>(指定の要件等)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次に掲げる各号の要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。</p> <p>(3) 研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(4) 研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、責任をもって大阪府内で適正かつ円滑に研修事業を実施できる事務処理能力及び体制を有していること。</p> <p>(5) 研修事業が大阪府内で実施されること。</p> <p>(6) 研修を適正に運営する能力を有した人員を配置し、研修事業を統括する体制を整えた、研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。</p> <p>(7) 毎事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに1回以上、継続的に研修が実施でき、かつ自らが補講を実施できる体制を整えていること。</p> <p>(8) 直近1事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。</p> <p>(9) 各科目を担当する適切な講師が必要な人数確保されていること。</p> <p>(10) 講義及び演習を実施するために必要な広さの場所及び演習に必要な備品等が確保されていること。</p> <p>(11) 学則が定められていること。</p> <p>(12) 別表に掲げる項目の情報を開示するよう努めること。</p> <p>(13) 前各号に定めるもののほか、第21条に規定する別に定める基準を満たしていること。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。)又は介護保険法施行令(平成10年政令412号。以下「介護保険法施行令」という。)第35条の2に定める法律に基づき罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)、改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「障害者自立支援法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第22条又は改正前の障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第22条に規定する法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(3) から (4) (略)</p> <p>(5) 大阪府知事、他の都道府県知事又は政令指定都市の市長により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ 「難病特別対策推進事業について」(平成10年4月9日付健医発第635号厚生省保健医療局長通知)の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第8の4の(6) 又は「療養生活環境整備事業について」(平成27年3月30日健発0330第14号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)の別紙「療養生活環境整備事業実施要綱」第3の(4)の⑥に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者</p> <p>□ から 八 (略)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等 第4条 (略)</p> <p>(指定の要件等)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次に掲げる各号の要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(3) 研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。</p> <p>(4) 研修事業が大阪府内で実施されること。</p> <p>(5) 研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。</p> <p>(6) 毎事業年度ごとに1回以上研修が実施でき、かつ自らが補講を実施できる体制を整えていること。</p> <p>(7) 直近1事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。</p> <p>(8) 各科目を担当する適切な講師が必要な人数確保されていること。</p> <p>(9) 講義及び演習を実施するために必要な広さの場所及び演習に必要な備品等が確保されていること。</p> <p>(10) 学則が定められていること。</p> <p>(11) 別表に掲げる項目の情報を開示するよう努めること。</p> <p>(12) 前各号に定めるもののほか、第21条に規定する別に定める基準を満たしていること。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)又は介護保険法施行令(平成10年政令412号)第35条の2に定める法律に基づき罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 及び 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第22条に規定する法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(3) から (4) (略)</p> <p>(5) 大阪府知事、他の都道府県知事又は政令指定都市の市長により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ 「難病特別対策推進事業について」(平成10年4月9日付健医発第635号厚生省保健医療局長通知)の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第8の4の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者</p> <p>□ から 八 (略)</p>

大阪府同行援護従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>二 介護保険法施行令に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者 ホ 大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき指定を受けた移動支援従業者養成研修事業者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 障害者総合支援法又は障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(8) から (9) (略)</p> <p>(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 □ 第1号又は第2号に該当する者</p> <p>ハ から ニ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(指定申請の手続き)</p> <p>第6条 申請者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該研修事業における研修を開始する 90 日前までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(5) 情報の開示をしている場合、情報開示を行うホームページのアドレス</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 資産の状況を示す書類及び法人概要がわかる書類 イ (略) □ 法人を所管する法令に基づく事業報告書等 ハ 法人案内冊子 ニ (略) ホ 研修事業運営体制報告書</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書の原本</p> <p>(4) 第5条第2項各号に該当しない旨の誓約書、暴力団等に関する要件確認申立書及び審査情報（審査情報は、紙媒体及び電磁的記録を提出すること。）</p> <p>(5) から (12) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (年間実施計画の届出)</p> <p>第7条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業者は、前項による届出の際には、履歴事項全部証明書の原本もしくは写しを添付しなければならない。</p> <p>3 事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。</p> <p>4 事業者は、第1項又は前条第3項第1号の規定により届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に提出しなければならない。</p> <p>第8条 から 第10条 (略)</p>	<p>二 <u>「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)</u>に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)又は改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(8) から (9) (略)</p> <p>(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 □ 第1号及び第2号に該当する者</p> <p>ハ から ニ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(指定申請の手続き)</p> <p>第6条 申請者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該研修事業における研修を開始する 90 日前までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 資産の状況を示す書類及び法人概要がわかる書類 イ (略) □ 会社法に係る事業報告書 ハ 会社案内冊子 ニ (略) ホ 研修事業運営体制報告書</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書の原本 (法人の場合)</p> <p>(4) 第5条第2項各号に該当しない旨の誓約書、暴力団等に関する要件確認申立書及び審査情報（審査情報は、紙媒体及び磁気媒体を提出すること。）</p> <p>(5) から (12) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (年間実施計画の届出)</p> <p>第7条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。</p> <p>3 事業者は、第1項又は前条第3項第1号の規定により届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に提出しなければならない。</p> <p>第8条 から 第10条 (略)</p>

大阪府同行援護従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休止及び再開の届出)</p> <p>第 11 条 事業者は、第 7 条第 1 項又は第 4 項の規定による年間実施計画を届け出る際に、当該年度における研修事業を実施しないことが明らかな場合は、年間休止届を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する届出がなく研修が実施されていない期間が 2 ケ年度にわたる場合は、第 15 条第 1 項に規定する届出があったものとみなす。</p> <p>なお、2 ケ年度とは、<u>2 事業年度分</u>（4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日まで）の期間をいう。</p> <p>3 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第 7 条第 1 項に規定する年間実施計画及び第 8 条第 1 項に規定する開講届を提出しなければならない。</p> <p>なお、<u>第 1 項の規定により届け出た期間が 2 ケ年度にわたる場合は、再開届、</u>第 6 条第 2 項に規定する書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>第 12 条 から 第 14 条 （略）</p> <p>第 4 章 研修事業の廃止 (廃止届)</p> <p>第 15 条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 知事は、<u>第 7 条第 1 項に規定する年間実施計画又は第 11 条第 1 項に規定する年間休止届の提出がなく研修が 2 ケ年度にわたり実施されていない場合には、前項に定める廃止の届出があったものとみなす。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第 5 章 指導及び調査 第 16 条 から 第 17 条 （略）</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第 18 条</p> <p>(1) から (9) (略)</p> <p>(10) 第 5 条第 2 項各号のいずれかの要件に該当したとき。</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>第 6 章 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>この要綱は、平成 23 年 10 月 12 日から施行する。ただし、第 11 条及び第 15 条第 2 項の規定については、平成 24 年 4 月 1 日以降に実施する研修事業より適用する。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>(休止及び再開の届出)</p> <p>第 11 条 事業者は、第 7 条第 1 項又は第 3 項による年間実施計画を届け出る際に、当該年度における研修事業を実施しないことが明らかな場合は、年間休止届を同時に知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の年間休止届の期間（現に研修を実施していない実質的に休止状態のものを含む。）が 2 ケ年度にわたる場合は、第 15 条第 1 項に規定する届出があったものとみなす<u>ことができるものとする。</u></p> <p>なお、2 ケ年度にわたる場合とは、<u>1 事業年度</u>（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の<u>休止を 2 年連続で行った場合</u>をいう。</p> <p>3 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、<u>再開届、</u>第 7 条第 1 項による年間実施計画及び第 8 条第 1 項による開講届を提出しなければならない。</p> <p>なお、<u>前項に該当する事業者</u>は、第 6 条第 2 項に規定する書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>第 12 条 から 第 14 条 （略）</p> <p>第 4 章 研修事業の廃止 (廃止届)</p> <p>第 15 条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 知事は、<u>事業者が 2 ケ年度にわたって研修を実施しなかった場合又は年間実施計画を届け出なかった場合には、前項に定める廃止の届出があったものとみなすことができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第 5 章 指導及び調査 第 16 条 から 第 17 条 （略）</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第 18 条</p> <p>(1) から (9) (略)</p> <p>(10) 第 5 条第 2 項第 10 号の要件に該当したとき。</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>第 6 章 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>この要綱は、平成 23 年 10 月 12 日から施行する。ただし、第 11 条及び第 15 条第 2 項の規定については、平成 24 年 4 月 1 日以降に実施する研修事業より適用する。</p> <p>(経過措置)</p>

大阪府同行援護従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用しない。</p> <p>(指定申請の特例) 平成23年9月30日において、大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱に基づき「視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程」の指定を受けた事業者が、平成24年3月31日までの間に研修を開始する場合には、第6条第1項の規定中、「当該研修事業者における研修を開始する60日前までに」を「当該研修事業者における研修を開始する30日前(平成23年12月31日までに研修を開始する場合には14日前)までに」と読み替える。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成26年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は、令和6年9月26日から施行し、令和7年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</p> <p><u>附 則 (施行期日) この要綱は、令和8年3月25日から施行する。ただし、第5条第2項第10号イについては、令和7年6月1日から適用する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用しない。</p> <p>(指定申請の特例) 平成23年9月30日において、大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱に基づき「視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程」の指定を受けた事業者が、平成24年3月31日までの間に研修を開始する場合には、第6条第1項の規定中、「当該研修事業者における研修を開始する60日前までに」を「当該研修事業者における研修を開始する30日前(平成23年12月31日までに研修を開始する場合には14日前)までに」と読み替える。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成26年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は、令和6年9月26日から施行し、令和7年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>別表 (略)</p>